

野田市自転車等駐車場条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和 6 年 9 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 7 号

野田市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

野田市自転車等駐車場条例施行規則（平成 1 4 年野田市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

駐車場の名称	供用時間	入出庫の取扱時間	一時使用の時間帯
梅郷駅東口市営 自転車等駐車場	午前 0 時から 午後 1 2 時まで	午前 4 時 4 5 分から翌日午前 1 時 1 5 分まで	午前 4 時 4 5 分から翌日午前 1 時 1 5 分まで

第 1 2 条の 2 を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。